

保険年金のいわゆる「二重課税」に伴う法定外（時効超）部分の返還に係る対応について

1. 背景及び対応

遺族の方が年金として受給する生命保険金等のうち、相続税の課税対象となった部分については、所得税の課税対象にならないとする最高裁判所の判決があった。

（平成22年7月6日）

これを受けて、相続又は贈与等に係る生命保険契約等に基づく年金所得の取扱いが変更となり、所得税法施行令が改正され、平成22年10月20日より所得税において還付申告等の受付が開始された。（個人住民税について自動反映）

また、国税においては所得税法等を改正し、5年を超え10年以内の二重課税について「特別還付金」として返還することとなった。しかし、地方団体は税法の改正はせず、地方団体の自主的な判断による返還対応となった。

このことにより、都、23区、市町村は、地方自治法第232条の2の規定により返還することとし、葛飾区は「特別返還金」として要綱を定め、返還することとした。

2. 要綱の概要

(1) 目的

地方税法の規定により還付ができない年度分における二重課税となっている区民税相当額の返還を行うことにより、納税者の不利益の救済を図り、もって区の税務行政に対する信頼性の確保を図ることを目的とする。

(2) 対象者

対象保険年金の保険金受取人等に該当する者（当該保険金受取人等に該当する者が死亡している場合にあつては、その相続人等）であつて、平成13年度分以後の各年度分の当該対象保険年金に係る所得に対して区民税を賦課徴収されている者とする。

(3) 特別返還金

・特別返還金は、地方自治法第232条の2の規定に基づき、対象年金受給者等の対象者に給付する。

・特別返還金の額は、保険年金所得について賦課徴収した区民税の額から、当該保険年金所得について、所得税法施行令の規定により算出される金額を控除した金額をいう。ただし、地方税法に規定する賦課決定の期間制限又は還付金の消滅時効の適用により、還付を行うことができないものに限る。

(4) 特別返還金の申請方法及び期間

特別返還金の給付を受けようとする者は、必要書類を添えて区長に申請しなければならない。また、申請期間は、所得税の特別還付金請求の受付期間(法施行から1年間)等を基本とし、平成23年7月11日から平成25年3月31日までとする。

(5) 都民税への準用

法第41条の規定により区民税と併せて賦課徴収した都民税について、要綱の規定を準用する。

3. 納税者への周知

広報「かつしか」や区ホームページで周知する。